

九地協第 16 号
令和 5 年 3 月 1 日

公益社団法人全国産業資源循環連合会
会長 永井 良一 様

公益社団法人全国産業資源循環連合会
九州地域協議会会长 篠原 隆博



要望書の提出について

時下、御清栄のこととお喜び申し上げます。

九州地域協議会では、優良産廃処理業者認定制度について協議、情報交換をしているところですが、同制度の促進が十分ではないと認識しております。

国においては、概ね 2025 年までに国が講すべき施策を示した第 4 次循環型社会形成推進基本計画(平成 30 年 6 月 19 日閣議決定)の中に「優良産業廃棄物処理業者の育成・優良産廃処理業者の活用」について定め、また、「平成 30 年度優良産廃処理業者認定制度の見直し等に関する検討会報告書」では、優良認定制度の運用改善、認定要件の見直し、優良認定制度の活用促進に関して検討した結果を取りまとめています。

これらを踏まえ優良認定基準の改正等は行われていますが、同報告書の中で優良認定制度の活用促進に関し、見直し方針として記載された優遇措置についての諸事項への対応が不十分であると思われます。

環境省では、令和 2 年 4 月 1 日付け環循規発第 2004016 号で通知の「第 3 優良産廃処理業者に対する優遇措置について」において、各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長に対して次のことを助言しています。

- ・地方公共団体が排出する産業廃棄物の処理について積極的に優良産廃処理業者に委託すること。
- ・地方公共団体が発注する公共工事に伴う産業廃棄物の処理について優良産廃処理業者に委託されやすくなる方策を積極的に実施すること。
- ・地方公共団体で独自に優遇措置を講じること。（排出事業者が優良産廃処理業者を検索しやすい環境整備、優良産廃処理業者に対する行政手続きの簡素化・免除、補助制度における優良産廃処理業者の優遇など）

しかしながら、国の各省庁には通知されていないため、国の各省庁では優良産廃処理業者を積極的に活用することとはなっておらず、特に、国の発注する公共工事において積極的に活用することとはなっていないことが、地方公共団体の

発注する公共工事にも同じ影響を及ぼしていると思われます。

また、優良産廃処理業者認定制度が進まない理由としてメリットが少ないと考えられます。

つきましては、優良産廃処理業者認定制度の促進に向けて、環境省に対して下記の点について要望をお願いします。

記

- 1 国の各省庁において優良産廃処理業者の活用を促進するため、令和2年4月1日付け環循規発第2004016号で通知の「第3 優良産廃処理業者に対する優遇措置について」と同様の内容の通知を国の各省庁に対して発出していただきたい。
- 2 公共工事に伴う産業廃棄物の処理に限らず、排出事業者が優良産廃処理業者を活用しやすくなる方策を検討し実施するよう周知を促進していただきたい。
- 3 国は上記通知において都道府県が優良産廃処理業者に対して独自の優遇措置を講じることを求めているが、国においても更なる優遇措置を講じていただきたい。

以上